

2018（平成 30）年 12 月 7 日

文部科学大臣 柴山昌彦 様

全国学校事故・事件を語る会代表世話人

内 海 千 春

宮 脇 勝 哉

被害者救済の観点に立った学校事故・事件の事後対応の充実について（要望）

拝啓 歳末ご多端の折、ますますご清祥でご活躍のことと存じます。

さて、私たち全国学校事故・事件を語る会として、被害にあった子ども及び家族・遺族の立場から、国公私立学校及び地方教育行政、私立学校等の担当課などが行う学校事故・事件発生後の対応（以後「事後対応」と略）のあり方に関しまして、下記の件について要望を行います。

文部科学省におかれましては別紙「添付資料」の内容も参考にさせていただいた上で、下記事項について、従来の学校や地方教育行政等の行ってきた事後対応のあり方、特に調査委員会の運営のあり方を点検し、被害者救済の観点に立った取り組みをさらに充実させるよう、適切な対応をお願いいたします。

敬具

記

<要望事項>

1. 「学校事故対応に関する指針」「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」「いじめの防止等のための基本的な指針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に示された学校事故・事件の事後対応に関する基本的理念や方法の周知徹底を図ること
  - ① 上記の目的を達成するための新たな取り組みを実施すること。
  - ② 被害者本人及び家族・遺族に対する情報の開示を進めると共に、学校・行政にとって都合の悪い情報の開示を意図的に拒んだり、妨害したりすることは許されないということを周知徹底させること。
  - ③ 「子供の自殺が起きた時の緊急対応の手引き」を「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」との連携を取ることが出来る形に改訂すること。
2. 文部科学省としてこれまでの調査委員会運営の現状と課題を的確に把握した上で、遺族・家族の要望や意見をふまえつつ、調査委員会のあるべき姿を明確に示すこと。

3. 文部科学省が各地の教育行政当局や大学等の機関と連携しながら、学校現場の教職員、教育行政職員等による事後対応（現場対応を含む、以下同じ）の研究・研修等をより一層、積極的に実施すること。また、大学などにおける事後対応に関する調査研究や、事後対応の担い手に関する人材育成のための条件整備を文部科学省として積極的に行うこと。
4. 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校にもいじめ防止対策推進法、学校保健安全法やこれに関連する指針・ガイドライン等が適用されるように、必要な立法措置等を行うこと。

○本件連絡先

内海千春（FAX 0791-66-1108 e-mail HQC00120@nifty.com）

宮脇勝哉（FAX 0797-57-9640 e-mail miyawaki-katuya@mtc.biglobe.ne.jp）

### 今回の要望事項の趣旨等について

別紙要望事項の趣旨などについて、以下のとおり補足説明を行います。

#### I：2017年12月の全国学校事故・事件を語る会（以後「語る会」と略）としての要望事項について

私たち「語る会」は2017年12月8日付けで、「被害者救済の観点に立った学校事故・事件の事後対応の充実について（要望）」という文書を文部科学省に提出し、以下8つの事項についての改善を要望したところである。

そのことを、今回の要望に先だって、文部科学省には伝えておきたい。なぜなら、今回の「語る会」としての要望事項は、昨年要望した事項が十分に実現されていないことをふまえてのものだからである。

1. 被害者救済と当事者の参加・合意重視の観点に立った事後対応を実施すること。
2. 当事者の「事実を知りたい」という願いに寄り添った初期（基本）調査の体制整備を行うこと。
3. 当事者の参加・合意形成とその前提となる事実関係等の説明を重視した調査委員会の運営を行うこと。
4. 被害者救済の観点に立った各種相談・支援を実施すること。
5. 事後対応に関わる指針類等の内容及びその周知のあり方の点検・見直しを行うこと。  
特に「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」と整合性がある形で、新しい「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」を作成すること。
6. 重大事故・事件防止等に関する教員養成段階及び教職員研修等の取り組みの点検、見直しを行うこと。
7. 重大事故・事件の起きた学校及び教職員（集団）の「再生」に関する取り組みを充実させること。
8. 事後対応にかかわる教職員、行政職員、研究者、専門職の養成・研修を充実させること。

## II：学校事故・事件の歴史的経緯から見た調査委員会の役割

### —「語る会」のこれまでの取り組みをふまえての見解—

前述の2017年12月の要望書に限らず、これまで「語る会」としては文部科学省にはくり返し要望書を提出し、調査委員会のあり方などを含む「事後対応」全般の改善について要望してきた。このような要望書提出に至る背景には、「事実解明」の不徹底や被害者本人及び家族・遺族の直面してきた二次被害の問題等、これまでの学校や教育委員会（以下「教委」と略）の重大事故・事件発生後の対応（事後対応）の抱えてきた諸課題がある。以下、ここでは調査委員会の運営をめぐる諸問題を中心として、被害者本人及び家族・遺族の直面してきた諸課題をあらためて説明するとともに、くり返し文部科学省に改善を要望してもなおさまざまな問題が起きていることについても触れることとする。

#### （1）調査委員会の設置が求められてきた諸事情

そもそも「事実解明」は、学校事故・事件のあらゆる課題の改善のために必修の条件である。しかし、これまで長い間、学校事故・事件が発生すると、学校は事実を明らかにしないまま、事態の鎮静化に終始してきた。また、そのことによって、被害者本人及び遺族・家族は事件・事故による直接的な被害に加え、深刻な社会不信・人間不信等の二次被害を被ってきた。「語る会」としてはこの間、くり返し文部科学省に対して、あるいは社会全般に対して、広くそのことを訴え続けてきた。

その一方で、事実を明らかにしようとしめない学校・教育委員会の姿勢は善悪の議論で改善するものではなく、学校・教委が共通に持つ習性・体質と考えられるものであり、その壁は極めて厚い。また、「語る会」に集う人びとを中心に、被害者本人及び遺族・家族の立場から、各地でくり返し学校・教委に対して事実を明らかにするよう求めてきたが、状況を改善することはできなかった。

この事実を明らかにしようとしめない学校・教委の壁を破るためには、外部からの力が必要である。そこで登場したのが、調査委員会というシステムである。言い換えれば、調査委員会の仕事は本来、学校・教委の事実を明らかにしようとしめない体質の中で、事実を迫ろうとする取り組みであり、その取組は、被害者本人及び遺族・家族の願いと一致するものである。

#### （2）調査委員会の現状と課題

しかしながら現在、重大事故・事件発生時に立ちあがる調査委員会については、「語る会」側から見ると、「強制的な調査権限がないため、聞き取り対象の協力が得られないと、十分な事実解明が難しい」「調査に対して、即時性や十分な人員や時間の確保が十分でない」「報告書に拘束力がないため、報告書の内容（のみ）に則って現場対応を行うことが難しい」といった諸課題が見受けられる。また、このような諸課題があるために、現状では調査委員会の調査・検証作業のみでは十分な再発防止策を策定したり、さまざま現場対応を行うことは困難であるように見受けられる。

たとえば最近、新聞やテレビ等のマスコミで伝えられた事例や、あるいは2018年6月に開催された「語る会」の大集会（全国集会）・小集会などで報告された事例を見るだけでも、

次のように重大事故・事件が発生していても調査委員会を立ち上げていないことを含め、調査委員会の運営を含む事後対応のさまざまな問題が現れている。

#### 〔事例1〕広島大学附属三原中学校での組体操死亡事故

2016年6月18日に発生した運動会の組体操での死亡事故では、「学校事故対応に関する指針」が出された直後であり、文部科学省にもかかわりの深い国立大学附属学校であるにもかかわらず、学校側は基本調査・詳細調査を実施していない。

「語る会」で伺った遺族の話によると、事故当時、「移動ピラミッド」と呼ばれる組体操の種目を終了し、そのピラミッドのまま移動して退場する際にピラミッドが崩れ、亡くなった子どもは上に乗っていた子どもの足が強くあたって脳内出血が起きたという。また、学校側にくり返し遺族は「事実を明らかにしてほしい」という要望を出しているが断られて続けてきたともいう。現在、この死亡事故については民事訴訟が提起されている。

(朝日新聞デジタル 2018年10月14日付け記事「争点は「騎馬が崩れたか」 組み体操訴訟、主張対立続く」を参照)

<https://digital.asahi.com/articles/ASLBF55XKLBFPIL009.html>

#### 〔事例2〕神戸市立六甲アイランド高校での生徒飛び降り事件

毎日新聞のインターネット配信記事によると、2017年12月22日夕方、神戸市立六甲アイランド高校の校舎5階から高校1年生の生徒が転落し、意識不明の重体の状態になったことが報じられている。この記事では、当該の生徒が転落直前の2日間、ツイッター上でのトラブルについて、学校側から長時間の指導を受けていたことも伝えられている。

その後続報が見られないため詳細についてはわからないが、「校舎からの転落で意識不明の重体」ということに着目すれば、当然「学校事故対応に関する指針」にもとづく基本調査・詳細調査が行われてしかるべきケースである。また、いわゆる「指導死」(教職員の指導に起因すると考えられる子どもの自死)につながりかねない危険な指導が行われたと考えれば、自死(自殺)の背景調査が行われてもしかるべきケースであろう。しかしながら、このような調査が行われたのかどうかは、現時点では「わからない」としか言いようがない。

(毎日新聞 2017年12月26日配信記事「神戸市立高 指導後に高1飛び降り 2日連続面談、自習」を参照)

<https://mainichi.jp/articles/20171226/k00/00e/040/275000c>

#### 〔事例3〕神戸市の中学生いじめ自殺事件における学校側の「メモ隠蔽」問題

このケースについては今年に入って新聞・テレビ等の報道で大きく取り上げられたこともあり、周知のことであろう。また、新聞報道によると、この件については文部科学省も、神戸市教委側に組織体制の改善などを指示したとのことである。そしてこの件については首長部局に事務局を置く形で再調査委員会が立ち上がり、現在、再調査が実施中である。

神戸新聞の伝えるところによると、この件は2016年10月に神戸市垂水区で起きた中学生のいじめ自殺に関して、いじめが起きていたことを生徒たちが証言した聴き取りメモを作成していたにもかかわらず、遺族からの問い合わせに対して、首席指導主事が当時の校

長にメモを出さないように指示し、当時の校長も「記録として残っていない」と回答したものである。

その後、調査委員会が報告書をまとめた際にも、当該のメモは「破棄された」とされた。しかし報告書を見た現校長が教職員からメモの存在を教えられ、当時の校長に経緯を確認。この件についての報告を受けた神戸市教委の前教育長が調査を指示するが、その後も当時の校長への聴取内容が前教育長に報告されることがないなど、適切な対応が行われたとは言いがたい状態であった。

「語る会」としてはこれまでもくり返し学校や教委による「事実の隠蔽」を問題視し、そのことが被害者本人及び家族・遺族の「知る権利」を侵害するとともに、深刻な二次被害を生じさせると社会的に発信してきた。また、文部科学省に対してもくり返し要望書提出などを通じて、このような「事実の隠蔽」が起きないように学校・教委の条件整備を求めてきたところである。しかしながら、いまだにこのような学校・教委の「事実の隠蔽」が現場レベルでは起きているのが実情である。

(神戸新聞 NEXT2018年6月10日配信記事「市教委、首席指導主事任せ 対応の異様さ次々に 神戸・中3自殺メモ隠蔽」を参照)

<https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/201806/0011340036.shtml>

#### 〔事例4〕名古屋市の中学生いじめ自殺における調査委員会の対応

このケースについては新聞記事によると2018年1月、中学1年生の女子生徒が自殺したあと、名古屋市教委と当該中学校が在校生や教員を対象にアンケートや聞き取りなどの初期調査を行い、「いじめの有無を含め直接的な自殺の要因を特定できない」という結果をまとめたという。また、同じく記事によると、名古屋市教委は当初「いじめ防止対策推進法の重大事態に当たるとは直ちに捉えていない」と遺族に伝えたともいう。

しかし新聞記事によると、実際にはアンケートの回答のなかに、部活動における亡くなった女子生徒と周囲のトラブルに関する記述が複数あったという。また、同じく記事によると、遺族は「自殺の原因につながる状況証拠はあるのに、私たちへの説明は『確認できない』ばかり」と、名古屋市教委や当該中学校の対応に不信感を募らせている。ちなみに「語る会」にも直接、遺族から「学校が本来主体的に行うはずの初期調査に、教委が何かと指示をするのはおかしい」「調査の実施に際して遺族の意向をくみとってほしい」「アンケートに名前がでている子どもに対しては、適切な指導を学校として行ってほしい」といった意見・要望が寄せられている。

このような状況下で現在、名古屋市教委は「いじめ対策検討会議」と称する調査委員会を2018年5月に立ち上げ、関係する生徒らからの聴き取り調査を開始したという。しかしこの調査委員会の運営に関しても、遺族からはたとえば「教委が事務局としてかかわっているのに、遺族には何も知らされない、会議に傍聴もできないのは公平・中立な運営とはいえない」「常設の会議体であるため、遺族から委員の人選等に意見が言えない」「調査委員会の議事録や聴き取りの記録の保存など、調査委員会に関する資料・記録等に一定の統一したフォーマットがいないのではないか等、さまざまな問題点を指摘する声が「語る会」に寄せられている。

(毎日新聞 2018年8月17日付け配信記事「名古屋・中1自殺 いじめ有無など部活仲間

ら聴き取りへ」を参照)

<https://mainichi.jp/articles/20180817/k00/00m/040/182000c?pid=14516>

以上のように、「語る会」に寄せられた遺族らの声や新聞報道などをいくつか拾い上げるだけでも、重大事故・事件発生後の学校・教委の事後対応については数々の問題点を指摘することができる。

この数年の間に、たとえば「学校保健安全法」や「いじめ防止対策推進法」のような法令が整備されるとともに、文部科学省レベルでは関係法令の趣旨をふまえた各種指針類を策定し、学校や教委に対して周知してきた。このような動きのなかで、文部科学省としては一定、被害者本人及び家族・遺族の意向や要望をふまえたかたちで事後対応を行うよう学校・教委に働きかけを行ってきたところかと思われる。しかしながら、ここで紹介したケースのように、肝心の学校・教委レベルでは、いまだに関係法令や指針類の趣旨が十分に認識されず、従来と同様のトラブルが被害者本人及び家族・遺族と学校・教委との間に生じている例が見受けられるのである。したがって「語る会」としては昨年要望したこととほぼ同趣旨のことを要望するなど、くり返し学校や教委、そして文部科学省に言い続けざるを得ないのが実情である。

ただし、その一方で、関係法令や各種指針類の趣旨をふまえつつ、被害者本人及び家族・遺族と学校・教委との対話を積み重ねながら適切に調査委員会運営が行われ、再発防止策を着実に実施するよう学校・教委が動き始めたケースも存在する。

たとえば兵庫県加古川市では 2018 年度より「いじめ防止対策評価検証委員会」が発足した。この委員会は、加古川市教委及び加古川市立学校が現在「加古川市いじめ防止対策改善基本 5 か年計画」及び「いじめ防止対策改善プログラム」にもとづいて進めている取り組みについて、外部有識者からの検証・評価を受けて改善を図っていこうとするものである。また、この「加古川市いじめ防止対策改善基本 5 か年計画」は、2016 年 9 月に加古川市内で起きた中学生いじめ自殺のケースについて、調査委員会報告書で課題と指摘された諸事項（「SOS のサインに気づけなかった教職員の危機管理意識のこと」など）をふまえて、今後の加古川市立学校におけるいじめ防止対策の改善をはかるためのものである。

ちなみに前述の調査委員会報告書では「第 8 章 提言内容の履行を担保・監視するための第三者機関の設置」が提案されるとともに、その中で上記の 5 か年計画・改善プログラムの策定や、その改善状況を遺族に年 1 回報告すること等の内容が盛り込まれていた。

（加古川市の「いじめ防止対策評価検証委員会」の取り組みについては、下記のページを参照）

<http://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoikushidobu/kyoikusodansenta/ijime/hyoukakensyou/index.html>

この加古川市でのケースについて、遺族は 2017 年 12 月、調査委員会が報告書を取りまとめて提出する際に、次のようなコメントを出している。一部ではあるが、重要と思われる部分のみ、新聞記事から引用しておく。このコメントからもわかるように、遺族としては調査委員会の対応や調査に協力した生徒・保護者への感謝を示しつつも、それと併せるかたちで、子どもが亡くなった直後からの学校や教委の対応に厳しい批判、不信感をも示

している。このような遺族からの厳しい批判、不信感を真摯に受け止めつつ、あらためて事後対応の各場面において、学校・教委、そして調査委員会としていま、何ができるのかが問われていると言ってよい。

・・・・・・(前略)・・・・・・

委員会の先生方は長期間にわたり粉骨砕身の調査と尽力・労力、そして娘の名誉回復に注力をしていただき、本当に感謝をしております。そして何よりも生徒たちが真剣に事案と向き合い勇気を持って真実を語ってくれたこと、そして理解をしていただいた保護者の皆さまの協力がなければ真実の解明ができなかったと思います。本当に感謝を申し上げる気持ちでいっぱいです。

報告書では、学校側の事後の対応について書かれていますが、私には娘の自死の原因を別の要因にすり替えようとしているとしか考えられませんでした。このようにして事実がねじ伏せられるものだ、と正直思った次第です。学校だけに調査を任せていれば、他の原因もしくははじめの実態すら明らかにされない報告書になっていたかもしれません。私たちを救ってくれたのは、生徒たちであり、理解していただいた保護者の皆さまだっただと思っています。

報告書に書かれた学校はどうでしょうか。事案と真剣に向き合った生徒たちに比べ、生前の娘に関わっていた教師たちは、いじめではないかという疑いすらないまま、単なるトラブルとして片付けたり、娘がアセスアンケートに託した「いじめによって絶望の中にいる」というシグナルを無視したりしたのでした。私たちが、この娘のアセスアンケートの存在を知ったのは、第三者委員会の調査です。それまでは担任からも一切知らされませんでした。

自死の原因をすり替えようとした学校の対応に関しては決して許されるべきものではありませんし、アセスアンケートも隠ぺいするなどした学校に対し強い不信感とともに憤りを持っています。報告書を見る限り、娘は学校に殺されたものと同然と考えています。なぜ、娘が活着しているときに、娘の情報を私たち親に流してくれなかったのかと思うと悔しくてなりません。

・・・・・・(中略)・・・・・・

繰り返しますが、この報告書は、事実をねじ曲げようとした学校に対し、生徒たちおよびその保護者そして第三者委員会の専心の思いで娘の名誉回復につなげた調査結果だっただと思っています。また、全国の類似案件で苦境に追い込まれているご遺族の一助になるのではないかと考えています。

教育委員会および学校・教師はこの報告書をどのように受け取っているのか、あるべき姿についてどのように考えているのか、子どもの命を預かっていることを理解しているのか、と問いたい気持ちです。学校・教師だけでなく、教育委員会こそが改善しないとこの学校の未来はないものと思います。

(神戸新聞 NEXT2017年12月23日配信記事「加古川・中2いじめ自殺認定 遺族コメント全文」を参照)

<https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/201712/0010842788.shtml>



### Ⅲ：「語る会」からの要望事項

#### (1) 学校・教委による主体的な事後対応と調査委員会の取り組みとの関係をめぐって

「語る会」側から見た現在の学校・教委や調査委員会などによる事後対応の問題点は上述のとおりである。ここからはその事後対応の問題点をふまえて、「語る会」からの今回の要望事項の趣旨について説明しておく。まずは次の囲みのなかの要望事項について説明する。

1. 「学校事故対応に関する指針」「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」「いじめの防止等のための基本的な指針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に示された学校事故・事件の事後対応に関する基本的理念や方法の周知徹底を図ること
  - ① 上記の目的を達成するための新たな取り組みを実施すること。
  - ② 被害者本人及び家族・遺族に対する情報の開示を進めると共に、学校・行政にとって都合の悪い情報の開示を意図的に拒んだり、妨害したりすることは許されないということを周知徹底させること。
  - ③ 「子供の自殺が起きた時の緊急対応の手引き」を「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」との連携を取ることが出来る形に改訂すること。
2. 文部科学省としてこれまでの調査委員会運営の現状と課題を的確に把握した上で、遺族・家族の要望や意見をふまえつつ、調査委員会のあるべき姿を明確に示すこと。

#### 要望事項 1.について

##### 1の①について

Ⅱで述べた事例やこれまでに「語る会」に寄せられた実情を改善するために新たな取り組みが必要であると考えられるため。

##### 1の②について

今回の「語る会」から文部科学省への要望事項のなかに、「被害者本人及び家族・遺族に対する情報の開示を進めると共に、学校・行政にとって都合の悪い情報の開示を意図的に拒んだり、妨害したりすることは許されないということを周知徹底させること」を盛り込んだのは、あらためて「事実の隠蔽」につながる学校・教委の事後対応の是正、条件整備等を求めたいからである。また、「被害者本人及び家族・遺族に対する情報の開示」は、被害者本人及び家族の「何があったのか知りたい」という切なる願いに答えることであると同時に、後述する、より真実に近づいたり、当事者間の対話によって現場対応を進めるために必要不可欠な手続きである。

## 1の③について

そもそも「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」ではその背景にいじめが疑われるかどうかに関係なく、全件調査が求められている。

しかしながら、「子供の自殺が起きた時の緊急対応の手引き」（平成22年3月）は「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」（平成23年6月、平成26年7月改訂）が作られる以前に作成されたものであり、自殺事案が発生した場合、学校が速やかに基本調査を実施する手順等について示されていない。

そこで、上記1の③に関する要望を実現することで、自死（自殺）か事故かにかかわりなく、基本調査（初期調査）の手順について共通した対応指針を定めておけば、このようなケースについては早い時点から事実解明に動き出すことができるのではないかと考える。

## 要望事項2について

### ①過去の調査委員会運営の問題点を明らかにした上で各種指針類を見直すこと

#### —被害者本人及び家族・遺族の「参加」を前提とすること—

「語る会」として今後、調査委員会に対して求めたいことは、まずは「事実を明らかにしようとする学校・教委に対して、事実を明らかにしようとする姿勢（被害者本人及び家族・遺族に対する情報の積極的開示）にほぐしていく作業」を軸とすることである。文部科学省には、この軸に即して、「学校事故対応に関する指針」「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」「いじめの防止等のための基本的な指針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」など、既存の各種指針類を全面的に見直すことを求めたい。

そもそも調査委員会の運営にあたって、被害者本人及び遺族・家族の協力なくして、事実解明は不可能である。したがって調査委員会関係者（委員及び事務局担当の双方）に対しては、被害者本人及び家族・遺族の話をていねいに聴き取り、当事者のおかれている状況をよく理解した上で調査委員会運営にあたっていただきたい。

たとえば「自死」のケースについては、亡くなった子どもの個性とその子どもの過ごしていた環境（たとえば学校生活の状況など）との関係によって生じると考えられる。しかしながら調査・検証作業開始時点において、調査委員会は亡くなった子どもの個性に関する情報を十分持っていない。したがって、日々の学校生活のなかで起きたさまざまな出来事とその亡くなった子どもに対してどのような作用を起こすかについては、最もその子どもをよく知る保護者、つまり遺族の協力を得る必要がある。

また、いじめや重大事故にかかわりなく、調査委員会が結論を出すのに十分な調査（事実解明）ができたのかどうかを判断する方法は、たとえば遺族の「わが子の（自）死の理由が分かる」かどうか、あるいは被害者本人の「認定された事実経過に納得がいく」を基準にすることが望ましいと考える。

よく遺族から「調査委員会の報告書に書かれている子ども像が、自分が知っている我が子と全く異なっている」という意見を聞く。亡くなった子どもの尊厳を考える時、もし報告書に書かれた子ども像が実際と異なっているとすれば、それは大きな問題である。その問題を回避する上でも、遺族の「わが子の（自）死の理由が分かる」を事実解明の基準にすることが望ましいと考えられる。

その理由は、調査委員会が立ち上がるまでの学校・教委による事後対応のプロセスと深くかかわる。

たとえば「語る会」に集う人々のケースを見る限り、重大事故・事件発生後、事実を明らかにしようとしなない学校・教委の姿勢によって、被害者本人や家族・遺族の不信感が生まれる傾向にある。また、その不信感は、教委内に事務局を置く調査委員会に対しても向けられることになる。だとすれば、調査委員会の最初の課題は、調査委員会自らに向けられた不信感を払拭することになる。その作業に十分に取り組まないまま「公平・中立」を調査委員会が自称し、調査委員らが「適切な調査・検証作業にもとづく報告書である」と主張しても、やはり被害者本人や家族・遺族は納得できないであろう。

そこで、調査委員会に向けられた不信感という課題を解決する方法は、まずは、調査委員会自らが積極的に、当該の重大事故・事件に関する情報を被害者本人及び家族・遺族に開示することである。また、その情報開示は調査・検証作業の途中段階でもくり返し行われる必要があるとともに、その開示のたびごとに、調査委員会は被害者本人及び家族・遺族の意見・要望を聴取する。その聴取した意見・要望をできるだけふまえる形で、報告書作成・提出に至るまでの作業を調査委員会自らが責任を持って実施する。今後はこのような調査委員会運営を行うことが必要であり、このことは行政による情報開示制度の趣旨とも重なるのではなかろうか。

また、当該の重大事故・事件に関する情報を被害者本人及び家族・遺族に積極的に開示することは、被害者本人及び家族・遺族の「何があったのか知りたい」という願いに答えるものであり、被害者本人及び家族・遺族に寄り添うために最も重要な事柄である。

## ②被害者本人及び家族・遺族と学校・教委の対話による「現場対応」の実現を

「語る会」に集う人々の側から見ると、先述のとおり、現状ではたとえ調査委員会が再発防止策や被害者本人及び家族・遺族へのその後の対応等について積極的な提言を行ったとしても、その内容に拘束力がないために、学校現場（当該の重大事故・事件が起きた学校及びそれ以外の学校の両方）及び教委によるその後の動きを改善することにはあまりつながっていないように見受けられる。

これに加えて、前述したように、調査委員会が立ち上がるころには、被害者本人や家族・遺族が学校・教委に対して不信感を抱いているため、このままでは報告書が出た後の現場対応（補償、謝罪、責任など）を被害者本人や家族・遺族と学校・教委間で進めていくことは困難である。特に、報告書の内容は拘束力を持たないため、記載内容について学校・教委と被害者本人や家族・遺族との間で合意が取れない場合、報告書の内容を基に話し合い（現場対応）を進めることができない。その結果、民事訴訟へと発展する場合が出てしまうことになる。また、場合によっては、被害者本人や家族・遺族側が民事訴訟を前提にした事実認定を調査委員会に望むことも考えられ、その結果、調査委員会のあるべき姿が歪むことも考えられる。

そもそも重大な学校事故・事件で学校・教委が事実を明らかにしようとしなないのは、事実を明らかにしたときに生じる現場対応（補償、謝罪、責任など）ができない（あるいは経験したことがない）ため、まずは起きてしまった事実を隠蔽するかたちで事態の収拾を図ろうとするからだと考えられる。だとすれば、学校・教委自らが積極的に現場対応（補

償、謝罪、責任など)を引き受けるようにならない限り、この問題の改善は難しい。

つまり、学校・教委が積極的に事実を明らかにしようとする姿勢と、被害者本人及び家族・遺族との対話による現場対応の能力は裏表の関係にあるものなのである。したがって現場対応の実践ぬきに、調査委員会による事実解明作業の充実は期待できないと考えられるのである。

しかしながら、これまで文部科学省が示してきた各種指針類では、調査委員会が報告書を出すまでを射程にしているが、現場対応の在り方については触れていない。被害者本人及び家族・遺族と学校・教委の対話による現場対応は未知の領域ではあるが、ともかく「やってみること」から始めるしかない。その経験の積み上げによって、望ましい形が作られていくのではなからうか。

他方で、調査委員会の設置・運営にあたっては、このような「被害者本人及び家族・遺族と学校・教委の対話による現場対応」が円滑に営まれるような関係づくりを目的とすべきであろう。また、上記「現場対応」を念頭に置くと、調査委員会には被害者本人及び家族・遺族が学校・教委に対して不信感を抱き続ける状態から、両者が対話できる状態にまで関係をつくりあげていく作業が求められることになる。この両者が対話できる状態をつくりあげていくプロセスとして、たとえば被害者本人及び家族・遺族と学校・教委の双方から、調査委員会の作業によって明らかになった事実に対する合意を形成することが考えられる。その合意が形成できれば、両者が互いに認める事実をふまえて、その後の対話が可能になると考えられるからである。

### ③学校・教委による主体的な事実解明や関係の維持・修復作業の必要性

#### —調査委員会の「限界」との関係から—

先述のとおり、調査委員会は強制的な調査権限がないため、聞き取り対象の協力が得られないと、十分な事実解明が難しい。また、調査に対して、即時性や十分な人員や時間の確保が十分でない。それゆえ調査委員会が行う事実解明には限界があり、調査結果をふまえて作る再発防止策にも限界が生じることになる。

この調査委員会の限界をふまえた上でより有効な再発防止策を作るためには、調査委員会の調査後、学校・教委が主体性を発揮して、さらに詳しい事実解明を行っていく必要がある。また、できあがった再発防止策についても、学校・教委の主体的な努力によって着実に実施していく必要がある。このような取り組みは、調査委員会の報告書が出た後の被害者本人と家族・遺族と学校・教委の対話（現場対応）によって行われるべきものである。また、このような対話の継続とそれに向けての学校・教委の主体的な努力は、被害者本人及び家族・遺族の持つ「もっとたくさんの事を知りたい」という願いに一致するものでもある。このように考えると、より有効な再発防止策は、調査委員会のとりのくみをふまえた後の被害者本人及び家族・遺族と学校・教委の対話（現場対応）をふまえて作り出されるものだといえる。

他方で、調査委員会は被害者本人及び家族・遺族と学校・教委間の関係修復をはかることは可能であるが、被害者本人及び家族・遺族と加害者間の関係修復に直接かかわることは難しい。いじめの重大事態のケースを例とすると、加害者側が調査委員会への協力を拒んだ場合、関係修復はほぼ期待できない。また、このような場合、報告書の内容に関して

加害者側からの合意を得ることが難しいので、報告書を基にした加害者への教育的指導もできない。

このようなケースでの対応を今後、改善していくためには、やはり調査委員会によって事実が解明されたり、関係修復されるのではなく、最初から学校・教委の手によって主体的な事実解明や関係の維持（最初からきちんとした対応を行えば、関係が壊れる恐れは少ないと考えられる）が行われねばならない。つまり調査委員会が必要なのは、学校・教委が自らの力で学校事故・事件の事後対応を行うことができるようになるまでの、一時的な期間であると考えられるのである。

### 要望事項3について

「語る会」からの今回の要望事項には、下記の囲み内の3のように、事後対応（現場対応を含む。以下同じ）の改善に関する調査研究及び人材育成の充実をはかることを求めた内容が含まれている。以下、その趣旨について説明する。

3. 文部科学省が各地の教育行政当局や大学等の機関と連携しながら、学校現場の教職員、教育行政職員等による事後対応（現場対応を含む。以下同じ）の研究・研修等をより一層、積極的に実施すること。また、大学などにおける事後対応に関する調査研究や、事後対応の担い手に関する人材育成のための条件整備を文部科学省として積極的に行うこと。

これまでに述べてきたように、「語る会」としては、重大事故・事件発生時から被害者本人及び家族・遺族との対話をふまえて、学校・教委の手によって主体的な事実解明や、全ての現場対応が行われるようにならない限り、学校事故・事件の問題、特に事後対応にかかわる諸課題は解決できないと考えている。

さて、近年、重大な学校事故・事件が起こると調査委員会が立ち上がるようになった。しかしながらその反面、「語る会」の立場から見ると、近年は学校・教委自らが主体的に重大事故・事件発生後、事後対応に取り組む様子は弱まっているように見受けられる。特に学校・教委側は各種指針類をふまえて形式的な手順さえ行っていれば、それで役目が済ませることができるかのように考えて動いているようにさえ見える。しかし、くり返し述べてきたとおり、本来、重大事故・事件発生時に責任を持って事後対応にあたらなければならないのは、学校・教委自身である。

他方で近年、各種指針類をふまえるかたちで重大事故・事件発生後の事後対応の問題がさまざまところで議論されている。だが、その多くは大学等の研究者や弁護士らによるものであり、教育現場の実務担当者（教職員や教育行政職員ら）によるものはほとんど見受けられない。

それどころか、はたして各種指針類すらどこまで教育現場の実務担当者に周知徹底されているのであろうか。たとえば2016年3月末に文部科学省から「学校事故対応に関する指針」が各都道府県教委等に向けて発信されているが、その各都道府県教委から市町村教委、さらには管内の公立学校全てへどの程度、その内容が周知されているのか。また、各都道

府県の担当部署から各私立学校、あるいは文部科学省から各国立大学教員養成系学部の附属学校へ、どの程度「学校事故対応に関する指針」の趣旨は周知されたのか。文部科学省はこの指針の周知徹底の状況をどこまで把握できているのだろうか。「語る会」の立場からすると、学校現場の教職員や教委職員のなかには、まだまだ、このような指針類すら読んだこともない、見たこともない、存在すら知らないという者が多々いるように見受けられるのが実情である。この現状では、「語る会」として文部科学省に要望を出し、文部科学省がその要望を一定重く受け止め、事後対応の改善に向けて動き出したとしても、学校現場レベルで何かが変わるまで相当な時間がかかると思わざるをえない。

そこで、あらためて文部科学省がリーダーシップを発揮し、日本全国の教育現場の実務担当者（教職員、教委職員等）を集め、学校事故・事件の事後対応の問題（事実解明やその後の事後対応の在り方等）について、調査研究及び研修等を早急に実施していただきたい。

また、その調査研究や研修の実施あたっては、もう一方の当事者である学校事故・事件の被害者本人や家族・遺族の参加を積極的に行っていただきたい。たとえば、今後の文部科学省における各種指針類の改訂作業にあたっては、被害者本人や家族・遺族、さらには当事者を支援してきた人びとからのヒアリングを必須とするとともに、当事者団体の代表者を委員に含むなどの取り組みを行っていただきたい。あるいは、教委職員や学校の教職員の事後対応に関する研修の講師として、被害者本人や家族・遺族を招くことも積極的に進めていただきたい。その上で、文部科学省としては、これらの調査研究や研修で出た課題を改善するために必要な制度改革や環境改善、条件整備にも積極的に取り組んでいただきたい。

最後に、今後は教委の中に学校事故・事件の事後対応を総合的に担うコーディネーターの職を作ると共に、文部科学省が各地の大学等と協力しながらその担い手を積極的に育成することに努めていただきたい。

「コーディネーターによる事故対応支援」については、すでに「学校事故対応に関する指針」の23～24ページで位置づけられていることである。ただ、「語る会」としては、「学校事故対応に関する指針」が想定する重大事故・事件発生時だけでなく、たとえばいじめの重大事態や自死のケースにおいても、被害者本人及び家族・遺族と学校・教委との関係調整に携わり、当事者間の合意形成を促す役割を担うコーディネーターは必要不可欠であると考え。このコーディネーターに一定の見識とスキルをもった人材を確保しないことには、＜被害者本人及び家族・遺族と学校・教委の対話による「現場対応」の実現＞という「語る会」からの要望事項も実現が難しいところである。

そこで「語る会」としては今後＜被害者本人及び家族・遺族と学校・教委の対話による「現場対応」の実現＞に向けて、いくつかの大学・大学院などに講座を開設するとともに、その大学・大学院に複数の担当教職員を置き、日々の講義・演習を通じてコーディネーターの候補となる教委職員や学校の教職員の養成を行ったり、各地の教委・学校現場を巡回して研修を行ったり、実際に事後対応にあたる教委職員や教職員の指導・助言などを行ったりすることを求めたい。また、文部科学省には、このようなコーディネーター養成にかかわる大学・大学院が出てくるように、たとえば準備段階での調査研究の委託、講座開設の基準の作成、さらには講座を開設した大学・大学院への補助金支給等の条件整備を積極

的に行っていただきたい。そして、このようなコーディネーター養成にかかわる大学・大学院の講座運営にあたって、なんらかのかたちで被害者本人及び家族・遺族が参加できるようにすることが望ましい。

#### 要望事項4について

4. 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校にもいじめ防止対策推進法、学校保健安全法やこれに関連する指針・ガイドライン等が適用されるように、必要な立法措置等を行うこと。

現行のいじめ防止対策推進法第2条第2項では、同法の対象となる学校を学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）としている。

また、「いじめの防止等のための基本的な方針」（2013（平成25）年10月11日文部科学大臣決定（最終改定2017（平成29）年3月14日））では、「第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」において、高等専門学校（学校及び設置者の双方）に対しても、「その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、関係機関との連携等の体制整備をはじめとする必要な措置を講ずるよう努める」ことを求めている。

しかしながら、「語る会」に寄せられたいじめの重大事態のケースのなかには、学校教育法第124条にいう専修学校におけるものも含まれている。たとえば高等課程を置く「高等専修学校」（学校教育法第126条）においていじめ防止対策推進法でいう「重大事態」が生じた場合、現行法の適用対象外ということになる。また、大学・短大等の高等教育機関においていじめの重大事態が生じた場合も、同様に現行法では適用対象外である。

一方、学校保健安全法第2条でいう「学校」は、学校教育法第1条に規定する学校すべてである。ここでも専修学校（高等専修学校を含む）は、学校保健安全法の適用対象外である。また、学校保健安全法第26条の学校設置者の責務等を定めていることから、「学校事故対応に関する指針」にもとづく基本調査・詳細調査や被害者本人及び家族・遺族等の対応は、大学・短大などの高等教育機関で生じた重大事故・事件・災害の場面においても行われてしかるべきであろう。

そして、現在の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」についても、これまでの文部科学省の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」がまさに「児童生徒」を対象としたことから、「学生」つまり大学・短大等の高等教育機関や専修学校における自殺のケースにこの指針（改訂版）を活用することは全く想定されていないように見受けられる。

このように、いじめや自殺、事故等、現在の学校での重大事故・事件発生時の対応を定めた各種指針・ガイドライン等には、関連法令との関係で、それが適用されない学校種が生じている。そこで「語る会」としては、今後は学校種を問わず、すべての重大事故・事件に対して各種指針・ガイドライン等が適用されるように、関係法令の改正手続き等を速

やかに行っていただきたいと考えている。このことを今回、文部科学省に対して強く要望する。

以上